

ID: 1637

担当部署: 経済部 産業振興課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第1項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
【基準】	<p>政令第9条第1項の規定による。 (認定計画の変更等)</p> <p>第9条 法第4条第1項から第6項までの規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロ若しくは第4項第2号に規定する会社又は同条第6項に規定する特定会社は、同条第1項から第6項までの規定による認定を受けた高度化事業計画(次項において「認定計画」という。)の変更をしようとするときは、当該変更が第2条から前条までに規定する要件に適合するものである旨の経済産業大臣(法第4条第4項又は第5項の規定による認定を受けた高度化事業計画の変更については、主務大臣)の認定を受けなければならない。</p>		
標準処理期間	30日		
備考	<p>(都道府県又は市が処理する事務)</p> <p>第11条 <u>法第4条第1項から第3項まで及び第6項、法第13条第1項並びに第9条第1項及び第2項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務並びに法第4条第8項(第9条第3項において準用する場合を含む。)</u>に規定する経済産業大臣の権限に属する事務又は所管大臣の権限に属する事務は、当該高度化事業計画に係る施設又は設備の所在地を管轄する都道府県知事(当該高度化事業計画に係る全ての施設又は設備の所在地が一の市の区域に属する場合には、当該所在地を管轄する市長。以下この条において同じ。)が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る経済産業大臣又は所管大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p>		
設定年月日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和4年7月29日